

## 茂原市総合計画策定支援業務プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

茂原市では、まちづくりの基本理念と目指すべき将来都市像を掲げる基本構想と、それを実現するための基本計画、実施計画を併せた総合計画を作成している。

現総合計画は平成32年度(2020年度)で期間満了を迎えることから、引き続き平成33年度(2021年度)を初年度とする茂原市総合計画を策定するものとする。

本業務は、次期総合計画の策定にあたり、本市を取り巻く社会環境の変化や課題の整理、現行計画の検証、幅広い市民意見の取り入れなど、多様な情報の収集及び高度な分析が必要であることから、豊富な経験を有する事業者による専門的な支援を得ることを目的とする。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名称 茂原市総合計画策定支援業務委託
- (2) 履行場所 茂原市道表1番地 茂原市役所 他茂原市の指定する場所
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日翌日から平成33年3月31日まで
- (5) 業務委託限度額 15,292,800円(うち消費税相当額1,132,800円)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。なお、消費税率が変更になった場合は変更契約で対応するものとする。また、各年度における限度額は次のとおりとする。

平成31年度 7,214,400円

平成32年度 8,078,400円

### 3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格

次の要件の全てを満たしていること

- (1) 平成30・31年度茂原市入札参加資格者名簿(委託(大分類:調査・計画/中分類:地域計画))に登載されている者で、茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領(昭和63年7月1日制定)による指名停止又は茂原市契約に関する暴力団対策措置要綱(平成27年茂原市告示第6号)による指名除外を受けている期間中でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は本委託業務の企画提案書提出期間終了日の前6か月以内に手形、小切手の不渡りがあった者
  - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者

- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
  - エ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者
- (3) 過去 10 年間に他の地方公共団体において、総合計画の策定支援業務を受託した実績を有していること。

## 5. 参加意思の確認

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に基づき、参加表明を行うものとします。

### (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第 1 号）・・・ 1 部
- イ 会社概要（様式第 2 号）（既存パンフレット・会社案内等添付）・・・ 1 部
- ウ 業務実績調書（様式第 3 号）・・・ 1 部
- エ 配置予定技術者調書（様式第 4 号）・・・ 1 部

(2) 提出期限：平成 31 年 4 月 24 日（水）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留、一般書留のいずれかによる。）

(4) 提出場所：茂原市役所企画財政部企画政策課（茂原市役所 4 階）

(5) 参加資格の有無については平成 31 年 5 月 14 日（火）までに書面及び電子メールで通知します。

## 6. 企画提案書の提出

参加資格があると認められた者は、企画提案書の提出を以下に基づき行うものとします。

### (1) 提出書類

- ア 提案提出書（様式第 5 号）・・・ 1 部
- イ 企画提案書（任意様式）・・・ 15 部
- ウ 本業務の実施体制（任意様式）・・・ 15 部
- エ 工程表（任意様式）・・・ 15 部
- オ その他必要と思われる書類・・・ 15 部
- カ 見積書（人工・回数・単価等が分かる内訳書を添付し、法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印してください。）・・・ 1 部

### (2) 企画提案書（任意様式）の提出

次の事項について提案書を作成し、提出すること。

- ア 現状把握及び課題整理
- イ 市民意識の把握
- ウ 市民参画
- エ その他

・ A4 版、横書き、10 枚以内とし、A3 版を使用する場合は 2 枚とカウントします。様式は任意とします。なお、裏面の使用は不可とします。

(3) 提出期間

平成31年5月20日（月）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留、一般書留のいずれかによる）とし、期間経過後の提出は受理しません。なお、持参の場合は提出書類の確認を行うので、事前に来庁時間の確認をしてください。

（提出先及び問い合わせ先）

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

茂原市役所 企画財政部 企画政策課

担当： 永棟・田中

電話： 0475-20-1516（直通） FAX： 0475-20-1603

MAIL： [kikaku@city.mobara.chiba.jp](mailto:kikaku@city.mobara.chiba.jp)

(5) 質問受付及び回答

ア 受付期間： 平成31年4月10日（水）～4月19日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所： 茂原市役所企画財政部企画政策課

電子メール又はFAXによるものとします。

ウ 回答方法： 茂原市公式ウェブページに掲載。口頭での回答は行いません。

エ 回答期限： 平成31年4月23日（火）午後5時

7. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

平成31年5月24日（金）午後1時30分から（予定）

(2) 実施場所

茂原市役所 5階 502会議室

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションによる企画提案書の説明15分以内

イ 審査委員による質疑（15分程度）

ウ 出席者は各事業者につき、3名までとします。配置予定となる技術者の方は必ず出席してください。

※プレゼンテーションは、企画提案書に基づいて行うものとし、追加の提案や資料は認めません。ただし、これらを踏まえた上で、パソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明は許可します。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意します。

8. 審査

(1) 選定方法

各事業者の企画提案等に基づき、茂原市総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会において、審査したうえで最優秀企画提案者を選定します。

(2) 審査基準及び評価点数

審査項目	審査基準	評価点数
------	------	------

業務の実施体制及び実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績調書（様式第3号）</li> <li>・配置予定技術者調書（様式第4号）</li> <li>・業務の実施体制</li> <li>・業務の工程</li> </ul>	25点
企画提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状把握及び課題整理</li> <li>・市民意識の把握</li> <li>・市民参画</li> <li>・提案の独自性</li> </ul>	50点
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取組姿勢</li> <li>・わかりやすさ</li> </ul>	15点
見積金額	見積金額の積算の妥当性	10点
合計		100点

### (3) 審査方法

提出書類、プレゼンテーションの結果を受けて、茂原市総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会において、各委員の評価に基づく評価点数の合計を算出し、その合計が最も高い企画提案を最優秀提案とします。ただし、委員の採点の合計が同点の場合は、委員の協議によって決定します。また、評価点数の合計が満点の6割に満たない場合は最優秀提案及び次点としません。

### (4) 結果通知

選定結果は、参加したすべての事業者に通知します。選定に関する内容及び他の者に関する審査の結果についての問い合わせは応じません。

### (5) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、その事業者は失格とします。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ③プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- ⑤その他、市が不適格と認めた場合

## 9. 契約手続

- (1) 最優秀企画提案者と仕様及び契約条件などについて、協議調整のうえ随意契約を締結します。なお契約締結に当たり、再度見積書の提出を依頼します。
- (2) 最優秀企画提案者との契約が成立しなかった場合には、次点に選定された者と交渉を行います。

## 10. その他

- (1) 企画提案書や見積書の作成等に使用する茂原市に関する資料が必要な場合は、企画政策課より提供します。提供した書類は、本市の了承なく公表・使用できません。
- (2) 提出期限以降における提出書類の再提出及び差替は認めません。

- (3) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とします。
- (4) 提出書類は返却しません。また、提出書類は受託候補者の選定以外には無断で使用しません。
- (5) 提案者が1者の場合でも、本プロポーザルを行います。
- (6) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとします。
- (7) 審査結果及び事業者名は最優秀企画提案者のみ公表します。

11. スケジュール

年月日	
平成31年4月10日(水)	実施要領等の公示
4月19日(金)	業務内容に関する質問の受付期限
4月23日(火)	質問に対する回答
4月24日(水)	参加表明書受付期限
5月14日(火)	資格審査結果通知
5月20日(月)	企画提案書提出期限
5月24日(金)	プレゼンテーション
5月27日(月)	審査結果通知

12. 問い合わせ先・提出先

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地  
 茂原市役所 企画財政部 企画政策課 永棟・田中  
 電話：0475-20-1516 FAX：0475-20-1603  
 E-mail:kikaku@city.mobara.chiba.jp